

ベルギーの B S E 対策の 経緯等について

■ ベルギーのBSE対策の経緯

1990年	・ 症状のある動物のBSE検査実施
1996年	・ 英国からの生体牛・牛肉輸入禁止
1997年	・ TSEサーベイランス開始
1998年	・ SRM除去を義務化
1999年	・ 死亡牛の再利用禁止
2000年	・ ピッシングの禁止
2001年	・ BSEサーベイランスの基準変更（全ての緊急と畜牛（24か月齢超）、全ての死亡牛（24か月齢超）、全ての健康と畜牛（30か月齢超））
2005年	・ 18か月齢超の山羊のスクリーニング検査開始
2006年	・ 18か月齢超のめん羊のスクリーニング検査開始
2007年	・ 18か月齢超のめん羊・山羊のスクリーニング検査終了
2008年	・ OIE総会（BSEステータスが「管理されたリスク」の国と認定）
2009年	・ BSEサーベイランスの基準変更（全ての緊急と畜牛（48か月齢超）、全ての死亡牛（48か月齢超）、全ての健康と畜牛（48か月齢超））
2011年	・ BSEサーベイランスの基準変更（全ての緊急と畜牛（48か月齢超）、全ての死亡牛（48か月齢超）、健康と畜牛（72か月齢超））
2012年	・ OIE総会（BSEステータスが「無視できるリスク」の国と認定）
2013年	・ BSEサーベイランスの基準変更（健康と畜牛の検査廃止）
2015年	・ 牛のSRMの範囲変更(EU)
2018年	・ めん羊・山羊のSRMの範囲変更(EU)

資料作成協力: 農林水産省

■ 牛における感染状況のまとめ

国名		ベルギー
国内安定性	飼料 給与	2001年1月：全ての家畜への動物由来たんぱく質の給与を禁止
	SRMの 利用実態	12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）及び脊髄 除去されたSRMは廃棄処分
	レンダリングの条件	EU規則に基づき、畜産副産物をリスクに応じて3つのカテゴリーに分類し、それぞれに対し処理条件（粒径、温度、処理時間、気圧）を設定
	交差汚染防止対策	2001年1月：全ての家畜への動物由来たんぱく質の給与を禁止 2021年9月：反すう動物由来のコラーゲン及びゼラチンの非反すう動物の家畜への給与の禁止の廃止 豚由来たんぱく質の家さん、家さん由来たんぱく質の豚への給与等を解禁
サーベイランス		EU規則に基づいたサーベイランスを実施 OIE基準の定める5万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施 【健康と畜牛】 2001年1月から、30か月齢超 2009年1月から、48か月齢超 2011年7月から、72か月齢超 2013年2月から、2001年1月1日以前に生まれた牛及びBSE陽性群由来の牛のみ対象 【死亡牛】 2001年1月から、24か月齢超 2009年1月から、48か月齢超 【緊急と畜牛】 2001年1月から、24か月齢超 2009年1月から、48か月齢超 【臨床症状牛】 1997年から、全月齢 （2009年1月から、迅速診断（rapid test）の実施対象を12か月齢超と設定）

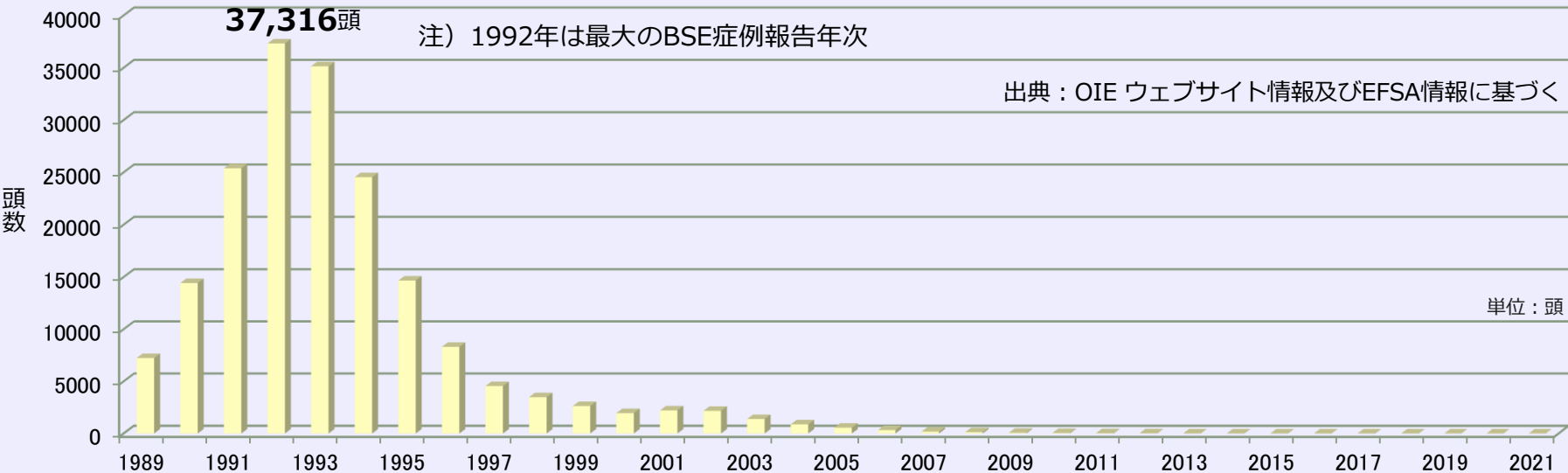
資料作成協力：農林水産省



■ 牛におけるSRM及び食肉処理のまとめ

国名		ベルギー
と畜場での検査 スタンニング ピッシング	と畜場での検査	・と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官が目視でと畜前検査を実施 ・と畜前検査において、神経症状や行動異常を示した牛の部位は、処分または検査陰性の診断がなされるまで保管される ・なお、と畜前検査においてBSE症状を疑う48か月齢超の牛、2001年1月1日以前に生まれた牛及びBSE陽性群由来の牛はBSE検査の対象
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング	禁止
	ピッシング	禁止
SRM除去の 実施状況等	SRMの定義	12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄 なお、月齢の確認はトレーサビリティーのデータベースによって行う
	SRMの除去	・SRM除去は、獣医官又は訓練を受けた食肉検査官により確認 ・除去されたSRMは、専用の容器に入れられ廃棄される
	実施方法等	背割り鋸は、一頭ごとに洗浄
		背割りを実施後、吸引装置により枝肉から脊髄を除去
		脊髄の除去は、獣医官又は訓練を受けた食肉検査官により確認
		全てのと畜場及び食肉処理施設において衛生標準作業手順(SSOP)及び危害分析重要管理点(HACCP)を導入
MRM	製造禁止	

世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	7	5	8	5	10	190,707
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	6	3	7	4	5	6,007
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(4)	(2)	(3)	(4)	(2)	(3)	(1,036)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1,658)
(ポーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(75)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(デンマーク)	(1)注3	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38)注4	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(144)
(オーストリア)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(9)
(スペイン)	(0)	(82)	(127)	(167)	(137)	(98)	(68)	(36)	(25)	(18)	(13)	(6)	(6)	(0)	(2)	(1)	(1)	(3)	(0)	(2)	(1)	(2)	(797)
(ベルギー)	(0)	(46)	(38)	(15)	(11)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(133)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	1	0	0	0	184,628
米国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	5
カナダ	0	0	0	2注1	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	22注2
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	2	5

(注1) うち1頭は米国で確認されたもの。(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。(注3) 輸入牛において確認されたもの。
(注4) うち2頭は輸入牛による発生



■ (参考)各国のBSE検査体制

	日 本	米 国	カナダ	E U	O I E基準
					
食肉検査	— (注 3)	—	—	23か国で 廃止 (注 4)	— (注 5)
発生状況 調査 (注 1) (高リスク牛 (注 2))	96か月齢以上の 死亡牛等	30か月齢以上の 高リスク牛の一部	30か月齢超の 高リスク牛の一部	48か月齢超の 高リスク牛	高リスク牛の一部

(注 1) B S E の発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注 2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注 3) 生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において何らかの神経症状又は全身症状を示す牛について、と畜検査員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は検査を実施。

(注 4) 欧州委員会は、ブルガリア及びルーマニアを除き、加盟国の判断により健康と畜牛の B S E 検査を廃止することが可能としている。

(注 5) O I E 基準では、B S E スクリーニング検査の実施を求めている。

(注 6) 家畜伝染防予防法に基づく特定症状を呈した牛は全月齢、歩行困難又は起立不能を呈していた牛は生後48か月齢以上について検査を実施

■ (参考)特定危険部位 (SRM) の除去

	日本 	米 国 	カナダ 	E U 		O I E 基準 
	現在			無視できる リスク	管理された 又は不明の リスク	(不明のリスク又は 管理されたリスクの内 ※に該当するもの)
頭 部	3 0 か月齢超 頭部 舌・頬肉・皮を除く	3 0 か月齢以上 頭蓋 頭部の骨格、脳、眼、 三叉神経節を含む	3 0 か月齢以上 頭蓋 脳、眼、三叉神経節を含む	1 2 か月齢超 頭蓋 下顎を除き、脳、眼を 含む	1 2 か月齢超 頭蓋 下顎を除き、脳、眼を 含む	3 0 か月齢超 頭蓋 脳、眼を含む
扁 桃	全月齢	全月齢	3 0 か月齢以上	—	全月齢	—
脊 髄	3 0 か月齢超	3 0 か月齢以上	3 0 か月齢以上	1 2 か月齢超	1 2 か月齢超	3 0 か月齢超
脊 柱 背根神経節 を含む	3 0 か月齢超	3 0 か月齢以上	3 0 か月齢以上の 背根神経節	—	3 0 か月齢超	3 0 か月齢超
腸	全月齢 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	—	全月齢の 小腸の後部 4 m、 盲腸及び腸間膜	全月齢の 回腸遠位部

※牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日より前に出生した牛由来



■ (参考)飼料規制

		給 与 飼 料					
		日 本		米 国 ・ カナダ		E U (ベルギー)	
				 			
		反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏
肉 骨 粉 等	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	×	×	×
	牛以外の 反芻類	×	×	×	○	×	×
	豚	×	○	○	○	×	△
	鶏	×	○	○	○	×	△

○：使用可、×：使用不可、△：同種動物への使用は不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。

